

## 高崎市公共工事中間前金払の取扱いについて

### (趣旨)

第1条 この取扱いは、高崎市財務規則（平成5年3月29日高崎市規則第27号。以下「規則」という。）第71条第3項に規定する前金払い（以下「中間前金払」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

### (中間前金払の対象工事)

第2条 中間前金払の対象工事は、本市が発注者とする土木建築に関する工事であって、原則として、年度内完成工事とし、当該工事の設計金額が300万円以上、かつ、予定工期が90日以上のもので、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）と中間前払金に関する同条5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結した工事とする。

### (中間前金払の要件)

第3条 前条に規定する工事であって、以下に掲げる要件を全て満たしている場合について、当該工事の材料費等に相当する額として必要な経費の4割を超えない範囲内で既にした前金払に追加して、当該経費の2割を超えない範囲で中間前金払を行うことができるものとする。

- (1) 工期の2分の1を経過していること。
- (2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- (3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金の額の2分の1以上の額に相当するものであること。
- (4) 当初の前払金が支出済であること。

### (中間前金払の対象となる経費の範囲)

第4条 規則第71条第3項に規定する材料費等に相当する額として必要な経費とは、材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費とする。

### (中間前金払と部分払の選択)

第5条 中間前金払の対象工事の契約にあつては、当該対象工事の落札者から契約締結時に部分払を選択した場合は、契約締結後の変更は認めないものとする。

(債務負担行為等に係る特例)

第6条 債務負担行為及び継続費に係る2年以上にわたる契約で中間前金払を選択した工事については、当該年度における出来高部分の額が予定額に達した場合に、その年度の支払限度額の範囲内で部分払をすることができるものとする。

(中間前金払の認定請求)

第7条 請負者は、前払金の支出を請求しようとするときは、あらかじめ中間前金払認定請求書(様式第1号。以下「認定請求書」という。)に必要事項を記載し、工事履行報告書(様式第2号。以下「報告書」という。)とともに工事担当課に提出して、規則第71条第3項に掲げる要件をすべて満たしていることについて、市長の認定を受けなければならない。

(中間前金払の認定方法)

第8条 市長は、請負者から前条に規定する認定請求書が提出されたときは、報告書に基づき、規則第71条第3項各号に掲げる要件をすべて満たしていることの認定を行うものとする。

2 前項の認定結果については、原則として当該認定請求書を受理した日から起算して7日以内に請負者に通知するものとする。この場合において、規則第71条第3項各号に掲げる要件をすべて満たしていると認めるときは、中間前金払認定調書(様式第3号)を請負者に交付するものとする。

(中間前金払の請求)

第9条 前条第2項に規定する中間前金払認定調書の交付を受けた請負者は、保証事業会社と、当該工事請負契約において定めた工事完成期限(債務負担行為に係る2年以上にわたる工事の場合は、請求する中間前金払に係る出来高の予定額の完成期限)を保証期限とする中間前払金に関する保証契約を締結した上で、当該保証契約証書とともに、中間前金払に係る請求書を契約課に提出して、中間前払金の支払を市長に請求するものとする。

(中間前金払の支払)

第10条 市長は、前条に規定する中間前金払に係る請求書を受理したときは、当該受理をした日から起算して14日以内に中間前払金を支払うものとする。

2 中間前払金の支払は、前条に規定する保証契約証書に記載された預託金融機関に対する振込みにより行うものとする。

#### 附則

この取扱いは、平成22年4月1日に施行し、同日以後に契約を締結する工事から適用する。



